

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月14日
【四半期会計期間】	第41期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社大戸屋ホールディングス
【英訳名】	OOTOYA Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蔵人 賢樹
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 羽田 正貴
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
【電話番号】	045-577-0357（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 羽田 正貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第3四半期 連結累計期間	第41期 第3四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2023年4月1日 至 2023年12月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	17,491	20,646	23,846
経常利益 (百万円)	30	1,176	354
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	54	929	276
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	199	995	389
純資産額 (百万円)	3,524	4,484	3,714
総資産額 (百万円)	9,525	10,330	9,602
1株当たり四半期(当期)純利 益又は1株当たり四半期純損失 (円)	3.41	117.38	23.75
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.9	41.9	37.4

回次	第40期 第3四半期 連結会計期間	第41期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	25.54	41.80

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
- また、第40期及び当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症における各種規制等の緩和により、経済社会活動の正常化が進む一方、世界的な資源価格の高騰や人手不足によるコスト増加により、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

外食産業におきましても、人手不足による店舗運営の圧迫や物価上昇に伴う消費マインドの停滞及び原油・原材料価格の高騰による仕入価格や光熱費の上昇等により依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ人類の生成発展に貢献する。」という経営理念のもと、お客様の健康志向を捉えた「蕎麦」をメインとした新業態の開発を行い、蕎麦処大戸屋（田無店、淵野辺店）の2店舗を新規出店いたしました。また、人手不足によるオペレーションの課題や投資コストの削減に対応するべく、ショッピングモール内のフードコートモデルを確立したほか、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等、事業環境の変化に順応した取り組みを強化し、収益性の改善に取り組んでおります。また、人材の採用及び育成に注力し、店舗売上状況に応じた適正な人員配置による運営体制の強化及び商品の磨き込みと原材料価格高騰の対応を主眼としたグランドメニューの変更等の施策を実施したことで、「大戸屋ごはん処」既存店売上高は堅調に推移いたしました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は206億46百万円（前年同期比18.0%増）、営業利益11億40百万円（前年同期は営業損失27百万円）、経常利益11億76百万円（前年同期比3,767.5%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益9億29百万円（前年同期比1,618.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

国内直営事業

国内直営事業においては、冬の野菜を使用した「初冬のおすすめ」メニューや季節限定「大粒牡蠣フライ」メニュー、数量限定「国産黒毛和牛のすき鍋」メニューの販売を行いました。また、11月には大戸屋アプリで「大戸屋新米祭り」クーポンの配信や大戸屋福袋「まんぶく袋」の販売、テレビCM放映等の広告宣伝及び各種販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」3店舗（トープコート草加松原店、アリオ橋本店、東大和店）の新規出店及び新業態「蕎麦処大戸屋」2店舗（田無店、淵野辺店）の新規出店を行いました。また、国内フランチャイズ事業でありました4店舗（ノースポートモール店、イーアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店）を国内直営事業としました。また、4店舗（札幌エスタ店、武蔵小山店、イトーヨーカドー拝島店、イトーヨーカドー東大和店）を閉店いたしました。

これにより、当第3四半期連結会計期間末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」141店舗、「蕎麦処大戸屋」2店舗、その他4店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当第3四半期連結累計期間の売上高121億49百万円（前年同期比23.1%増）、セグメント利益は4億67百万円（前年同期は3億31百万円の損失）となりました。

国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に冬の野菜を使用した「初冬のおすすめ」メニューや季節限定「大粒牡蠣フライ」メニュー、数量限定「国産黒毛和牛のすき鍋」メニューの販売を行い、大戸屋アプリで「大戸屋新米祭り」クーポンの配信や大戸屋福袋「まんぶく袋」の販売、テレビCM放映等の広告宣伝及び各種販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前年同期より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」の新規出店はありませんでした。また、国内フランチャイズ業態でありました4店舗（ノースポートモール店、イーアスつくば店、ひたちなかファッションクルーズ店、イオンモール水戸内原店）を国内直営事業としました。また、4店舗（イオンモール浜松志都呂店、大分明野店、函館漁火通り店、阪奈菅原店）を閉店いたしました。

これにより、当第3四半期連結会計期間末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」161店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は57億73百万円（前年同期比9.6%増）、セグメント利益は12億47百万円（前年同期比37.2%増）となりました。

海外直営事業

海外直営事業においては、米国ニューヨーク州では生活様式の変化による個人消費の縮小等により、厳しい環境が続いておりますが、季節限定メニュー等、販売施策の強化に取り組んでおります。また、香港ではグランドメニューの改定を順次行う等の販売促進活動を行ったことから、売上高・セグメント損失は前年同期より改善することとなりました。

当第3四半期連結会計期間末における海外直営事業に係る稼働店舗数として9店舗（香港大戸屋有限公司が香港において4店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は22億46百万円（前年同期比18.3%増）、セグメント損失は1億19百万円（前年同期は2億7百万円の損失）となりました。

海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業においては、各国・地域ごとに販売促進活動等を行ったことから売上高は前年同期より改善することとなりました。

当第3四半期連結会計期間末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数101店舗（タイ王国において48店舗、台湾において44店舗、インドネシア共和国において9店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は1億76百万円（前年同期比2.7%増）、セグメント利益は55百万円（前年同期比28.6%減）となりました。

その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当第3四半期連結会計期間末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

以上の結果、その他の当第3四半期連結累計期間の売上高は3億円（外部顧客に対する売上高。前年同期比7.3%増）、セグメント利益は45百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

b. 財政状態

（資産）

当第3四半期連結会計期間末の流動資産は、現金及び預金42億円を主なものとして58億91百万円（前連結会計年度末比4.1%増）、固定資産は、店舗等の有形固定資産16億38百万円と敷金及び保証金17億29百万円を主なものとして44億38百万円（同12.6%増）であり、資産合計では103億30百万円（同7.6%増）となりました。これは主に、有形固定資産が4億29百万円増加、現金及び預金が2億55百万円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末の流動負債は、買掛金10億85百万円、1年内返済予定の長期借入金4億60百万円及び未払金10億94百万円を主なものとして37億62百万円（前連結会計年度末比8.3%増）、固定負債は、長期借入金7億円、資産除去債務8億17百万円を主なものとして20億82百万円（同13.7%減）であり、負債合計では58億45百万円（同0.7%減）となりました。これは主に、未払法人税等が1億24百万円増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が1億80百万円減少、長期借入金が3億円減少したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、44億84百万円（前連結会計年度末比20.7%増）となり、自己資本比率は41.9%となりました。これは主に、利益剰余金が6億82百万円増加したことによるものです。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更及び新たに生じた要因はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,720,000
第1回優先株式	50
計	28,720,050

(注) 当社の定款第6条の定めによる、当社の普通株式及び第1回優先株式を併せた発行可能株式総数であります。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,251,800	7,251,800	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
第1回優先株式	30	30	-	(注)2
計	7,251,830	7,251,830	-	-

(注) 1. 提出日現在発行数には、2024年2月8日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

第1回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主(以下、「第1回優先株主」という。)又は第1回優先株式の登録株式質権者(以下、「第1回優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の金銭(以下、「第1回優先配当金」という。)を支払う。第1回優先配当金 = $100,000,000円 \times 3.5\%$

累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。

非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

第1回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、「第1回優先中間配当金」という。)を支払う。

第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第1回経過優先配当金相当額

第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

第1回優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。

(5) 議決権条項

第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年10月1日～ 2023年12月31日	-	7,251,830	-	3,029	-	1,553

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（2023年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回優先株式 30	-	「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,919	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,243,800	72,438	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,081	-	-
発行済株式総数	7,251,830	-	-
総株主の議決権	-	72,438	-

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大戸屋 ホールディングス	神奈川県横浜市 西区北幸一丁目1番8号	4,919	-	4,919	0.07
計	-	4,919	-	4,919	0.07

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の計算には、優先株式30株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,944	4,200
売掛金	1,069	1,005
原材料及び貯蔵品	84	99
その他	580	601
貸倒引当金	17	15
流動資産合計	5,661	5,891
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	768	1,164
工具、器具及び備品(純額)	278	359
その他(純額)	162	114
有形固定資産合計	1,209	1,638
無形固定資産	120	116
投資その他の資産		
繰延税金資産	855	884
敷金及び保証金	1,697	1,729
その他	74	85
貸倒引当金	15	15
投資その他の資産合計	2,611	2,683
固定資産合計	3,941	4,438
資産合計	9,602	10,330

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	973	1,085
1年内返済予定の長期借入金	640	460
資産除去債務	8	10
未払金	1,058	1,094
未払法人税等	39	163
契約負債	27	33
賞与引当金	75	70
販売促進引当金	74	105
店舗閉鎖損失引当金	38	43
子会社整理損失引当金	1	1
その他	537	693
流動負債合計	3,475	3,762
固定負債		
長期借入金	1,000	700
契約負債	90	78
資産除去債務	781	817
その他	541	486
固定負債合計	2,413	2,082
負債合計	5,888	5,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,029	3,029
資本剰余金	2,785	2,805
利益剰余金	2,376	1,693
自己株式	0	0
株主資本合計	3,438	4,141
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	155	191
その他の包括利益累計額合計	155	191
非支配株主持分	120	151
純資産合計	3,714	4,484
負債純資産合計	9,602	10,330

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上高	17,491	20,646
売上原価	7,719	8,435
売上総利益	9,772	12,211
販売費及び一般管理費	9,800	11,071
営業利益又は営業損失()	27	1,140
営業外収益		
受取利息	0	2
為替差益	36	32
助成金収入	28	-
その他	23	24
営業外収益合計	88	60
営業外費用		
支払利息	27	17
その他	3	5
営業外費用合計	30	23
経常利益	30	1,176
特別利益		
固定資産売却益	3	0
助成金収入	38	-
特別利益合計	41	0
特別損失		
固定資産除却損	0	6
減損損失	-	1
店舗閉鎖損失	-	2
店舗閉鎖損失引当金繰入額	0	24
その他	-	6
特別損失合計	0	40
税金等調整前四半期純利益	71	1,136
法人税等	3	184
四半期純利益	75	951
非支配株主に帰属する四半期純利益	21	22
親会社株主に帰属する四半期純利益	54	929

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
四半期純利益	75	951
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	123	44
その他の包括利益合計	123	44
四半期包括利益	199	995
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	166	965
非支配株主に係る四半期包括利益	32	30

【注記事項】

(追加情報)

(会計上の見積り)

事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。売上高に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性は否定できないものの、当連結会計年度は正常需要下における売上高水準に回復すると仮定しております。コストに関しては、原油、原材料価格の高騰やウクライナ情勢等による地政学的リスクの上昇の影響を一定程度考慮する一方で、コロナイドグループとの共同購買による仕入れコストの削減及び店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等を織り込んでおります。

当社は、固定資産の減損等の会計上の見積りについて、上述した仮定をもとに算定しておりますが、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、資金効率の向上及び財務体質の改善を図ることを目的に、取引銀行1行との間で当座貸越契約を締結しております。

当四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	300百万円	300百万円
借入実行残高	-	-
差引額	300百万円	300百万円

(四半期連結損益計算書関係)

助成金収入

新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置による政府及び各自治体からの助成金収入であります。

助成金収入の内訳は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)
その他コロナ関連助成金(海外)	38百万円	-
合計	38百万円	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)
減価償却費	220百万円	245百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自2022年4月1日至2022年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月11日 取締役会決議	優先株式	105	3,500,000	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月11日 取締役会決議	普通株式	36	5	2023年3月31日	2023年6月5日	利益剰余金
2023年5月11日 取締役会決議	優先株式	210	7,000,000	2023年3月31日	2023年6月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上 高	9,871	5,268	1,899	172	17,211	280	17,491
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	0	0
計	9,871	5,268	1,899	172	17,211	280	17,491
セグメント利益又は損失 ()	331	909	207	78	448	44	493

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位: 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	448
「その他」の区分の利益	44
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	523
四半期連結損益計算書の営業損失()	27

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
売上高							
外部顧客に対する売上 高	12,149	5,773	2,246	176	20,346	300	20,646
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	12,149	5,773	2,246	176	20,346	300	20,646
セグメント利益又は損失 ()	467	1,247	119	55	1,651	45	1,697

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位: 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,651
「その他」の区分の利益	45
セグメント間取引消去	15
全社費用(注)	572
四半期連結損益計算書の営業利益	1,140

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
サービスの提供	9,731	-	1,899	-	11,630	-	11,630
物品の販売	122	4,512	-	5	4,641	280	4,921
その他	17	756	-	166	939	-	939
顧客との契約から生じる 収益	9,871	5,268	1,899	172	17,211	280	17,491
外部顧客に対する売上高	9,871	5,268	1,899	172	17,211	280	17,491

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
サービスの提供	11,982	-	2,246	-	14,229	-	14,229
物品の販売	136	5,000	-	2	5,139	300	5,440
その他	29	773	-	174	977	-	977
顧客との契約から生じる 収益	12,149	5,773	2,246	176	20,346	300	20,646
外部顧客に対する売上高	12,149	5,773	2,246	176	20,346	300	20,646

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	3円41銭	117円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	54	929
普通株主に帰属しない金額(百万円)	78	78
(うち優先配当額(百万円))	(78)	(78)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	24	850
普通株式の期中平均株式数(株)	7,239,531	7,244,536
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	第1回優先株式30株

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

また、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 正弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 陽介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。